

公民連携相談窓口(試行)

※令和6年3月末までの予定

～ 舟楫をもって万国の津梁となす、
世界と沖縄・日本全国の人・物・文化を繋ぐ“みなと”～

那覇港管理組合「公民連携相談窓口」

1. 開設の目的

那覇港管理組合では、将来にわたる沖縄県全域の持続可能な発展の推進力となる「みなとづくり」を進めていくため、那覇港の目指す将来像として、＜交流・賑わい＞＜持続可能な開発＞等を柱とする「那覇港長期構想」を令和4年3月に取りまとめ、万国津梁のロマンを感じる、国内外の人・物・文化等の交流を生むウォーターフロント空間の形成等を位置付けたところです。

国においては、令和4年12月に人々が集い、海に親しむことができる空間である”みなと”の魅力を最大限に引き出すことを目的に、公共空間のさらなる有効活用に取り組む方針を示しました。

その方針の一つに、公民連携による賑わい空間を創出するための制度として、港湾緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等の再整備等を行う民間事業者に対し、緑地等の行政財産の貸付けを可能とする認定制度が創設されました。

このような将来像の実現に向けて、那覇港管理組合では、「公」(公共＝行政)と「民」(民間＝民間企業等)の連携により、当組合が持つ資源と民間・地域の活力をつなぎ合わせ、那覇港エリアの中長期的な振興・まちづくり・ひとづくりの推進を目的に「公民連携相談窓口」を設置しました。

相談窓口での対話を通じて、民間事業者等と那覇港管理組合の連携を深め、お互いの知恵やノウハウなどを活かした新たな解決方法、新たな価値を創出していきます。

また、相談をさらに深めるために、必要に応じて「包括連携協定」を締結し、詳細な協議・調整を進めることもあります。今後、具体的な進め方については、令和6年3月末までを予定している「フリー相談」の試行状況を踏まえ検討します。

民間事業者等の皆様からのユニークな発想やアイデアによる相談を、募集いたします。

那覇港管理組合「公民連携相談窓口のイメージ図」



1. フリー相談

那覇港管理組合が有する「ふ頭用地」、「港湾関連用地」、「交流厚生用地」、「緑地」等の活用について、幅広く民間事業者等の皆様から自由なご相談を受け付けます。那覇港の活性化に資するご相談、歳出削減・歳入確保・市民サービスの向上にかかるご相談を募集しています。※別図参照（那覇港港湾計画図）

2. ご相談できる方

ご提案できる方は、提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO 法人等の法人又は任意団体、学校、地方自治体等

3. ご相談できない場合

- (1) 個人からのご相談
- (2) ご相談者（提案に関係する者を含む）及びご相談内容が、次に該当する場合

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する方
- 応募書類提出時に那覇港管理組合から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている方
- 法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している方
- 那覇港管理組合暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する方
- 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
- 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する方
- 公共性・公平性に問題がある等、その他、那覇港管理組合が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

4. 相談・調整にかかるコスト

那覇港管理組合は相談にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。

5. その他

- (1) 相談内容や調整の結果により、個人からのご相談の事実が判明した場合、または、その他の諸事情により、今後、ご相談者との対話・調整を行わないこともあります。
- (2) ご相談に関する庁内外の関係者との調整には、非常に時間がかかることもあります。
- (3) ご相談内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- (4) ご相談は、ご相談者からの那覇港管理組合への契約の申し込みとして扱うものではなく、相談の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、那覇港管理組合がご相談への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (5) 相談の成立・不成立にかかわらず、那覇港管理組合は相談及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。

6. お問い合わせ

相談票に必要事項を記載の上、下記の宛先にご提出ください。

那覇港管理組合 代表メール soudan2023@nahaport.jp

計画建設課 TEL 098-868-0336 FAX 098-862-4233

7. その他

今回の公民連携相談窓口（フリー相談）は、令和 6 年 3 月末までの予定です。

その後の進め方については、試行状況を踏まえ検討します。

以 上